

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成三十年十一月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値撮影（デジタル）及び数値地形図データ作成）
- 二 測量の地域 平城宮跡区域及びその周辺並びに飛鳥区域及びその周辺
- 三 測量の期間 平成三十年十一月十九日から平成三十一年三月十日まで